

広島県虐待等防止連絡会議

(人口 2,847,000人)

※ 広島の資料を基に作成

広島県虐待等防止連絡会議

(目的)

広島県における児童、障害者、高齢者に対する虐待及びドメスティック・バイオレンスの横断的な防止対策等について、関係者が検討し、「すべての県民が安心して生活できる虐待のない社会」を実現するため、広島県虐待等防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（検討事項）

- (1) 虐待等防止に係る各分野の関係機関・団体の横断的な取組方策に関すること。
- (2) 虐待等の未然防止策等に関すること。
- (3) 県民との協働に基づく虐待等の防止に向けた情報配信のあり方に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

広島県虐待等防止連絡会議 座長・広島県健康福祉局長

障害者
虐待防止
分野

高齢者
虐待防止
分野

児童
虐待防止
分野

DV
防止
分野

事務局
こども家庭課
障害者支援課
高齢者支援課 等

障害者虐待防止ネットワーク推進会議

相談支援事業所・障害者自立支援協議会・障害者支援施設・障害者団体・医療関係者・司法関係者・民生委員・人権擁護委員・社会福祉協議会・関係団体・市町・国（労働局・法務局）・県

広島県虐待等防止連絡会議(第1回及び第2回会議) 出席委員の所属

児童虐待防止分野	障害者虐待防止分野	学識経験者（幼児教育科 教授）	D V 防止 分野	婦人保護施設 施設長
		弁護士		県西部こども家庭センター 所長
		県児童養護施設協議会 会長		新聞社 編集委員
		病院長（児童精神科）		ひろしまいのちのサポートー（アナウンサー）
		県医師会 常任理事		広島市児童相談所所長
		県知的障害者福祉協会 理事		呉市福祉保健部 参事
		県社会福祉協議会 事務局長		県健康福祉局 局長（座長）
		県社会福祉士会 相談役		こども家庭課、障害者支援課 高齢者支援課
		県民生委員児童委員協議会 副会長		
		弁護士		
		保健福祉総合施設 高齢者総合相談センター 所長		

・各回テーマを決めて実施。

・第2回会議では、「障害者虐待防止法」の施行に向けた取組、児童虐待防止に係るボランティア活動を行う「安芸戦士メープルカイザー」による事例発表及び意見交換を行った。



障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

平成25年度予算案:407,255千円

（1）連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。



（3）研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の従事者や相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

（2）家庭訪問等個別支援事業

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行つ。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

（4）専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

（4）カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

（5）普及啓発事業

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業（平成25年度予算案:3,915千円）
国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関するための研修を実施。

（関連資料2）

平成25年度予算案における障害者虐待防止対策関係予算

○ 障害者虐待防止対策支援事業費 420,838千円 → 407,255千円 (▲ 13,583千円)

1. 事業目的
障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容
①に示した体制を整備するとともに、②から⑤までの事業について、地域の実情を踏まえて実施する。

- ① 連携協力体制整備事業
地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。
② 家庭訪問等個別支援事業
過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。
③ 障害者虐待防止・権利擁護研修事業
障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。
④ 専門性強化事業
医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。
⑤ 普及啓発事業
障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

3. 実施主体 都道府県及び市町村（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）※研修及び専門性強化事業の一部は都道府県のみ

4. 負担率 1／2（負担割合 国1／2、都道府県・市町村1／2）

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 4,004千円 → 3,915千円 (▲ 89千円)

1. 事業内容
障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施する。

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）